

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 1 3 号

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱（平成31年佐用町要綱第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表9」を「別表11」に改める。

別表4及び別表5を削り、別表6を別表4とし、別表7を別表5とし、別表8を別表6とし、別表9を別表7とし、同表の次に次の4表を加える。

別表8（第2条関係）

佐用町縮充チャレンジ事業

補助事業名	佐用町縮充チャレンジ事業
補助事業の目的	各地域づくり協議会が将来を見据えて、地域のビジョンを共有しながら、縮充のまちづくりを実現するための各種事業に取り組んでいけるよう支援を行う。
補助事業の対象となるもの	地域づくり協議会（町内13か所）
補助事業の対象となる経費	地域づくり協議会が縮充のまちづくりの考えに沿って実施する事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。 （1） 地域づくり協議会が縮充のまちづくりの考えに沿って実施する事業に要する経費 （2） その他町長が特に必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費を合算して得た額の範囲内で、上限25万円（ただし、補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし予算の範囲内で補助する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	（添付書類）事業実施の概要
	（指定期日）原則として事業着手の30日前までに提出
第5条第1項	（軽微な経費配分の変更）経費区分の新設又は廃止以外の変更、経費区分相互間において30%未満の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更

	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第 6 条 第 1 項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第 8 条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 翌年度の 4 月 10 日まで
第 16 条 第 1 項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間

別表 9 (第 2 条関係)

S P r i n g - 8 高度化事業補助事業

補助事業名	S P r i n g - 8 高度化事業補助事業
補助事業の目的	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センターが世界最高の先端基盤施設を目指して実施する大型放射光施設 S P r i n g - 8 の高度化を支援することにより、播磨科学公園都市や本町を含む周辺地域の活性化及び魅力の向上を目的とする。
補助事業の対象となる者	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センター(以下「理研」という)
補助事業の対象となる経費	理研が実施する大型放射光施設 S P r i n g - 8 の高度化事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 大型放射光施設 S P r i n g - 8 の高度化事業に要する経費 (2) その他町長が特に必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費を合算して得た額で予算の範囲内で補助する。

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条	(指定期日) 原則として事業着手の 30 日前までに提出
第 5 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、 経費区分相互間において 30% 未満の変更、

	及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第 6 条 第 1 項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第 8 条	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後 1 か月以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。
第 16 条 第 1 項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間

別表 10 (第 2 条関係)

駅周辺イルミネーション補助事業

補助事業名	駅周辺イルミネーション補助事業
補助事業の目的	町内の鉄道駅の駅前において、地域づくり協議会が主体となりイルミネーションを設置する際の経費に対し補助金を交付することにより、駅前空間ににぎわいを創出し、地域住民の鉄道に対する愛着意識の醸成を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	地域づくり協議会
補助事業の対象となる経費	地域づくり協議会が駅周辺にイルミネーションを設置するために要する経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 装飾電球購入費 (2) その他町長が特に必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費を合算して得た額の範囲内で、上限 10 万円とし、予算の範囲内で補助する。

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第 5 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、 経費区分相互間において30%未満の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第 6 条 第 1 項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第 8 条	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後 1 か月以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。
第 16 条 第 1 項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

別表11 (第 2 条関係)

鉄道利用促進特典費用助成事業

補助事業名	鉄道利用促進特典費用助成事業
補助事業の目的	町内で人の流れやにぎわいを生み出す取組（イベント等）を実施する事業者や地域団体等に対し、当該取組に鉄道を利用して参加した人に対し配布する利用特典を制作・周知する費用を助成することで、事業者や地域団体等が主体の鉄道利用促進の取組を促し、地域における鉄道利用に対する機運醸成を目的とする。
補助事業の対象となる者	J R 姫新線 三日月駅～上月駅間及び智頭急行智頭線 久崎駅～石井駅間の駅や駅周辺を含む地域において、人の流れやにぎわいを生み出す取組を実施する事業者、地域活動を行う団体（自治会等）や個人、学校等を対象とする。
補助事業の対象となる経費	駅や駅周辺を含む地域において、人の流れやにぎわいを生み出す取組において鉄道利用促進のために鉄道利用特典を制作・周知するために要する経費であって、次に掲げるものとする。

	商品の調達費 印刷製本費 その他町長が特に必要と認める経費
補助金の額	補助対象経費を合算して得た額の範囲内で、上限 3 万円とし、予算の範囲内で補助する。

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第 5 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、 経費区分相互間において30%未満の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第 6 条 第 1 項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第 8 条	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後 1 か月以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。
第 16 条 第 1 項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。